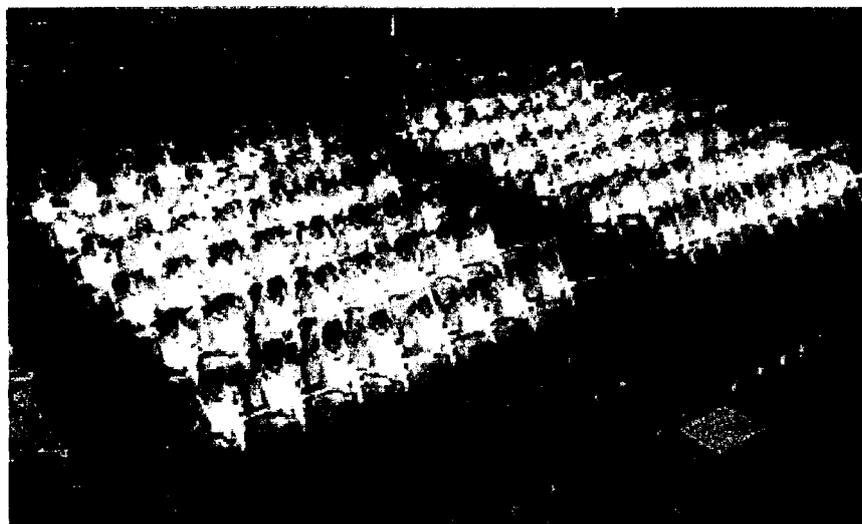


資料 3-3

齊藤校長 資料

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会
平成20年12月25日（木）

養成所における看護教育の現状と課題 —看護実践力育成への取り組み—



2008. 12. 25 東京都立板橋看護専門学校

校長 齊藤茂子

1

板橋看護専門学校の概要



【 歴史 】

明治 6年 養育院看護人規則
 明治32年 東京市養育院看護婦養成所
 明治34年 養育院付属准看護学院
 昭和46年 東京都立板橋高等看護学院
 昭和52年 東京都立板橋看護専門学校
 昭和46年以来約3000名の卒業生

【 養成 】 3年課程

定員1学年80名 3学年240名

【 組織 】 24名

校長1 副校長1
 庶務係3 相談係1 教務係18

【 設置者 東京都 】 都立看護専門学校7校 年間560名の養成

広尾看護専門学校 荏原看護専門学校 府中看護専門学校

南多摩看護専門学校 北多摩看護専門学校 青梅看護専門学校

2

本校の教育理念・教育目的

<教育理念>

生命の尊厳と人間を尊重し、専門職業人としての高い倫理観と豊かな人間性を養い、看護に関する専門的知識および技術を教授し、あらゆる健康レベルとライフステージに応じて、社会の幅広い領域で個人・集団・コミュニティに対して看護が実践できる看護職員を育成する。

<教育目的>

看護師として必要な知識および技術を教授し、社会に貢献しうる有能な人材を育成する。

<教育目標>

- 1 人としての権利とその人らしさを尊重して行動できる高い倫理観と心豊かな人間性を養う。
- 2 人々の生命の尊厳を守り、生活の質を保証する看護師の役割を自覚し、責任ある行動がとれる。
- 3 人々の健康上の問題を解決するため、人との関わりを大切にしながら根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を身につける。
- 4 看護職としての役割を認識し、変化する保健・医療・福祉社会の中で他職種と連携・調整できる能力を養う。
- 5 看護への探究心と向上心を身に付け、主体的に学習し続ける能力を養う。

<育てたい学生像>

- 1 個人としての人間のあるがままを理解し尊重できる。
- 2 命を尊び、人間の喜び、悲しみ、苦しみを感じとり思いやれる。
- 3 人間の健康状態や生活に対する反応を読みとり、必要な看護援助を判断できる
- 4 看護の専門的知識、技術を用いて、根拠に基づいた安全・安楽な看護行為を実践できる。
- 5 他職種と連携・調整をして、看護職としての役割が果たせる。
- 6 社会の動きを敏感にとらえ、看護を創造的に考えられる。
- 7 探究心と向上心を持ち、自ら学ぶ姿勢を持ち続ける。
- 8 他者との相互関係の中で、自己成長をしていける。

本校教育課程部抜粋

3

都立看護学の教育の質向上への取り組み

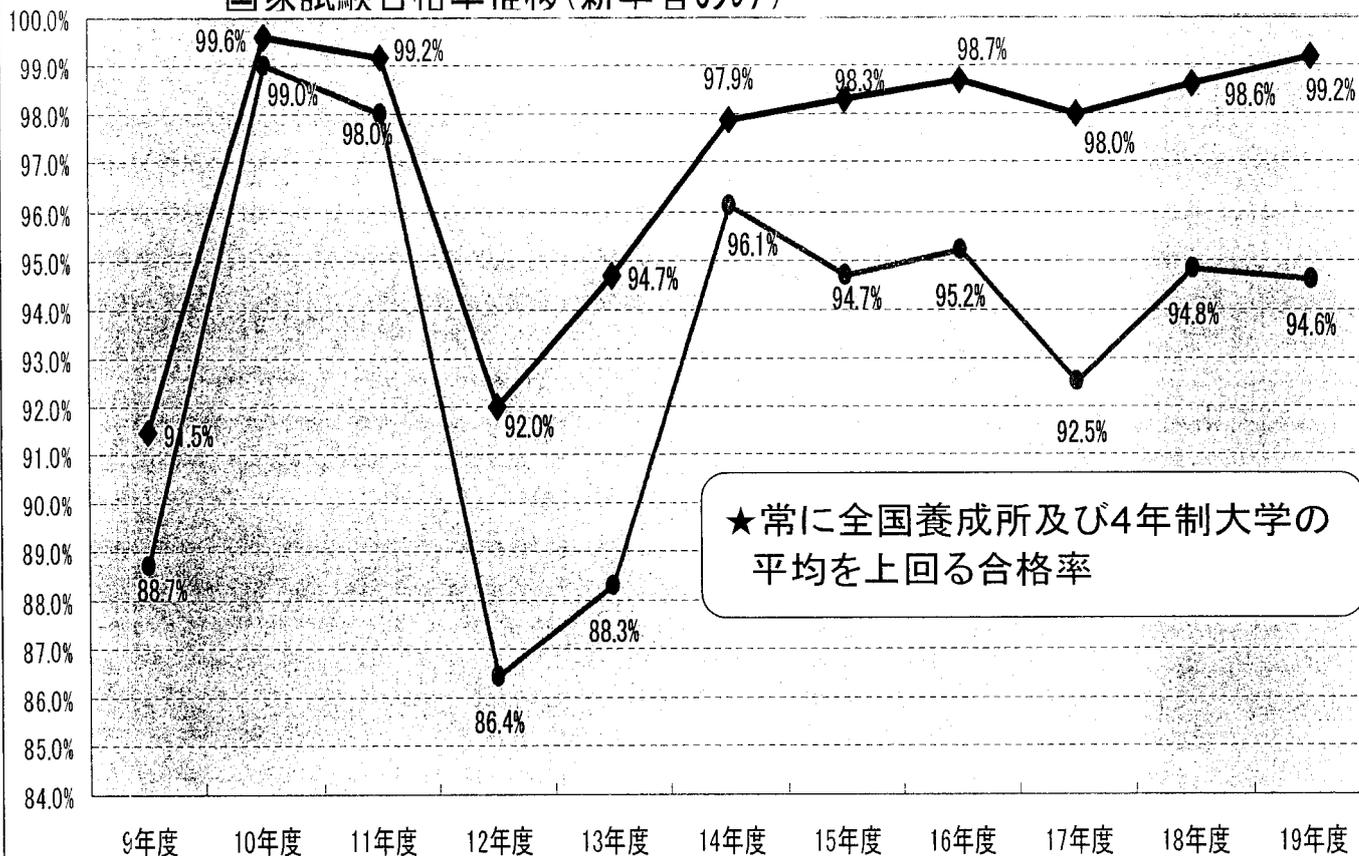
取り組み	方法
1. 基礎学力の向上	入学前教育、国家試験対策
2. 教員の資質向上	研修の体系化、授業公開相互参加
3. 専門学校の特徴を生かした教育実践	新カリキュラム検討(全体・各校) 授業の工夫、看護診断導入、安全教育、総合実習(板橋)
4. 共に作る学校・授業	学校評価・授業評価
5. 実習施設の確保と連携	実習施設連絡会(全体・各校) 診療の補助技術PT(H18迄) 就職の促進と新卒看護師支援

4

高い合格率を維持する都立看護専門学校

国家試験合格率推移(新卒者のみ)

◆ 都立看護専門学校
● 全国看護師養成所等



基礎学力の向上への取り組み —国家試験合格ライン1割から全員合格へ—



国家試験100%をめざして(新卒%)

	H17	H18	H19	H20
板橋看学	100	100	100	?
全国	92.5	92.5	94.6	?

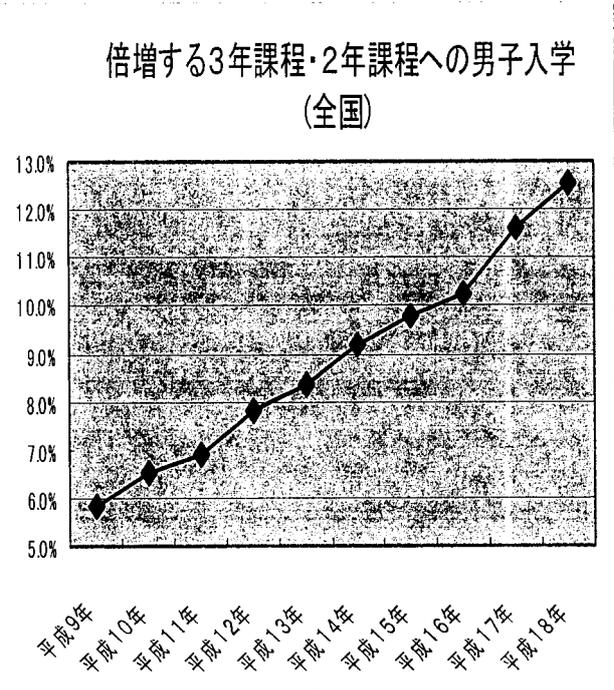
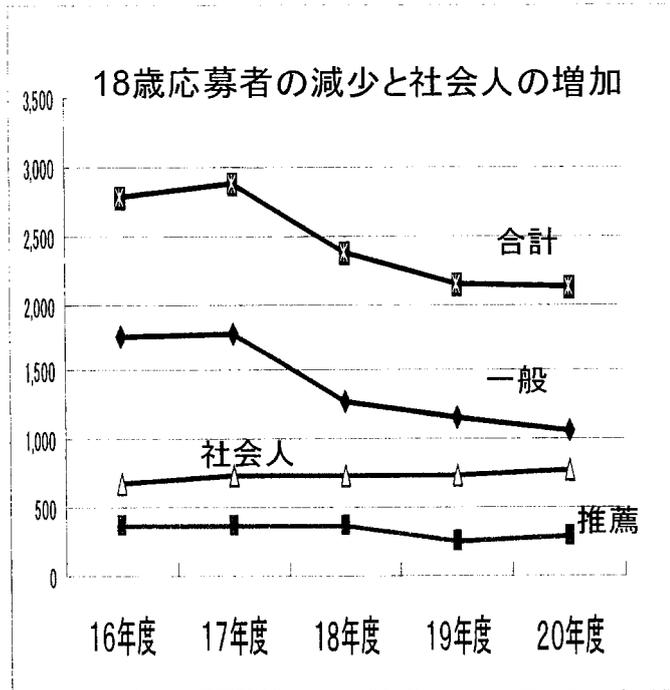
—基礎学力向上対策—

1. 入学前教育(課題提出・返却)
2. 1年次からの全学年国家試験対策
3. 臨地実習におけるプレテスト・ポストテスト
4. チューター制(勉強の方法から教員が手取り足取り)
5. 専任教員による100時間以上の補講

—3年初期模擬試験結果—

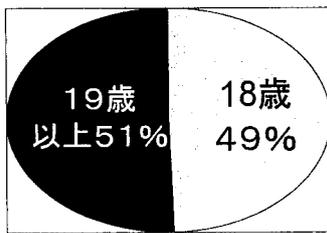
1割の合格ライン 必修8割 一般状況6.5割

減少する入学試験応募者

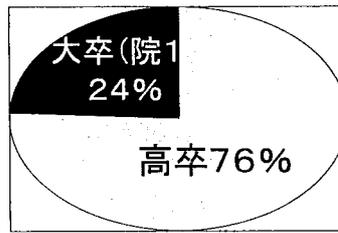


求められる学習者の変化に対応した教育

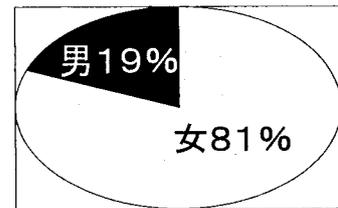
本校の今年度の入学生の背景 (n=79)



年齢



学歴



性別

高卒・18歳・女性・未婚

↓ 変化

高学歴・社会人・男性・既婚

1. 多様な背景を持つ学習者のレディネス把握
2. 成人学習者への効果的授業方法の開発
3. 男子学生の母性看護学実習 他

教育の原動力—教員の資質向上

—教員の資質向上は看護教育の中核—

1. 教員に必要な4つの能力と研修の体系化

教育能力

看護能力

研究能力

マネジメント能力

2. 授業評価(学生による授業評価・自己評価)

3. 教員相互の授業参加・リフレクション

9

専門学校の特徴を生かした 教育内容の充実

1. 全教員で行う教育理念を反映した教育計画の検討(別表1)

2. 新カリキュラムへの円滑な移行

1) 7校のスケールメリットを生かした2年間にわたるカリキュラム検討会(看護系校長・副校長)活動

7校全体→各校へ

2) 形態機能学の導入・思考を養う教育方法の検討

3) 卒業時の看護技術到達を臨地・学内で設定

4) 図書・教材の整備

5) 教員数の確保(専任教員・非常勤)

3. 豊富な臨床経験(5年以上)と教員研修修了の教育技法を持つ教員によって語られる看護の素晴らしさ、心揺さぶられる実践事例・役割モデル・看護観の醸成

10

専門学校の特徴を生かした教育実践1

実践力を養う講義の工夫

1. PBL、ディベートなどを取り入れた主体的学習への支援
2. リスク感性を養う安全教育(別表2)
 - 1) 1年次からの安全教育の体系化
 - 2) インシデント・アクシデントの防止と対応
 - 3) 実習中の安全カンファレンスの実施
 - 4) 診療の補助技術における安全授業
(複数受け持ち・多重課題の校内実習)
3. 当事者授業(精神看護学・老年看護学)
4. 学生の反復練習を支える教材の整備
5. SPを取り入れた成人急性期の術後の一連の看護技術
(写真2別掲)
6. 綿密な打ち合わせと客観的な評価をめざす実技テスト
(写真3別掲)
7. 積極的な学会、研修会で発表・報告への支援

11

専門学校の特徴を生かした教育実践2

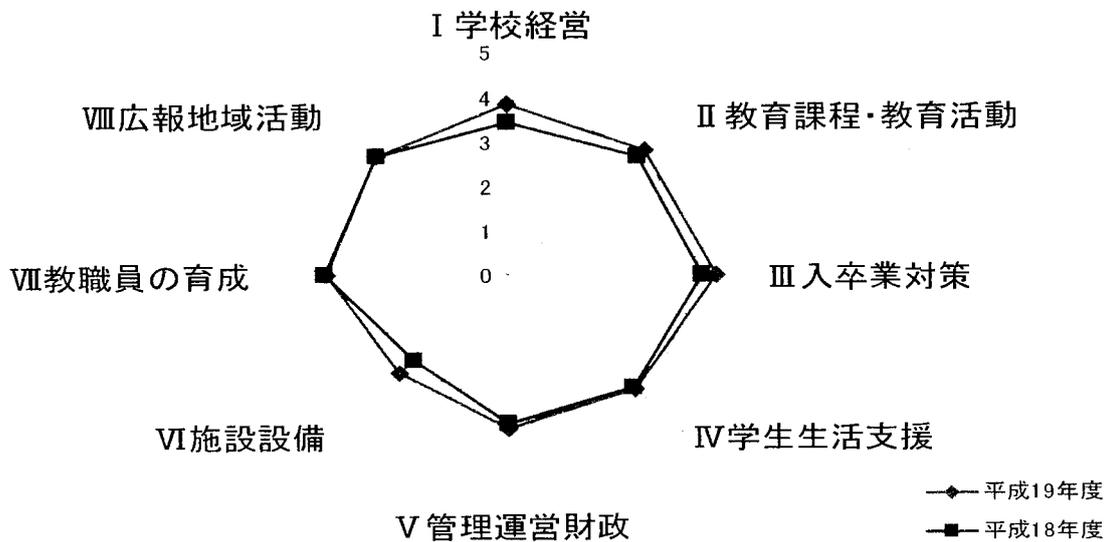
実践力を育む実習指導

1. 実習は知識と実践の統合の授業
看護観・実践知が養われ、看護の喜びも体験する。
都立の専任教員はこの授業を大切にし、常に実習指導を担当している
2. 実践力を育む実習指導は教育を受けた指導者が必要
 - ①専任教員:臨床経験5年以上+看護教員養成研修
 - ②臨床指導者:実習指導者研修
3. 臨床と学生の変化を踏まえた実習指導・専任教員と臨床指導者の連携
(別表3)(写真4)
 - ①エビデンスに基づいた看護実践への支援
 - ②身体侵襲を伴う技術経験の拡大と危機管理
(経験拡大技術項目の決定と事故発生時の体制フローシート)
 - ③新カリキュラムに先駆けた総合実習(複数受け持ち・夜間実習)

12

共に作り上げる学校・授業

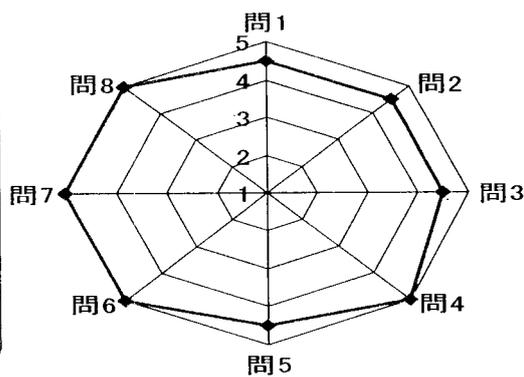
1. 教職員と共につくる学校：学校運営評価 年1回評価し集計結果は会議等でフィードバック



2 学生と共に作る授業：授業評価

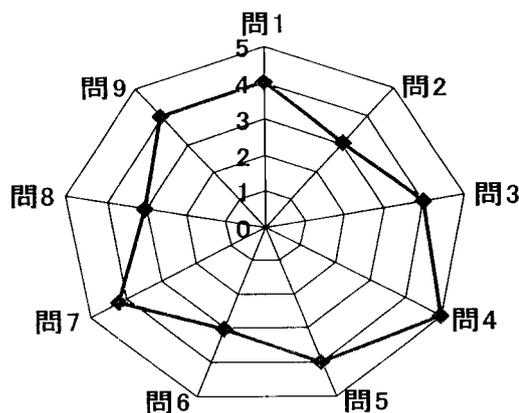
(一部抜粋)

講義



- 問1 時間配分・構成が良い
- 問2 説明が具体的
- 問3 学生の理解を確認
- 問4 質問しやすい
- 問5 内容が理解できた
- 問6 新たな知識を得た
- 問7 興味・関心が深まった
- 問8 授業を受けてよかった

臨地実習



- 問1 援助場面での適切な助言・指導
- 問2 CFでの適切な助言・指導
- 問3 記録の適切な助言・指導
- 問4 理解しやすい言葉・方法
- 問5 学生の考え方を尊重
- 問6 看護者としてのモデル
- 問7 精神的な支えになった
- 問8 患者・指導者との連絡調整
- 問9 指導者との指導の一致

未来の看護につながる 実習施設の確保と連携

1. 実習施設確保困難の常態化(特に母性・小児・在宅)
2. 多忙な臨床現場における実習指導体制確立の困難
→指導者の専任化、指導者研修受講の促進を
3. 学生の病院への就職は臨床・学校の共通の願い
病院:マンパワーの確保
学校:「看護」が学べる授業の場として
4. 学校と臨床の良好なコミュニケーションによる連携
 - 1) 授業評価結果(学生アンケート)の活用
 - 2) 都立病院との共同PTによる「診療の補助技術の
経験拡大に向けての連携
 - 3) 都立看護と全実習施設とのワークショップ
 - 4) 新卒看護師を支援するホームカミングデイ(写真5)

15

福祉保健局ミニ通信

第193号 2008.07.17～ 東京都福祉保健局 作成～

☆ ホームカミングデーを開催！

10日、板橋看護専門学校では、今春の卒業生を招いて『ホームカミングデー』を開催しました。遠くは鹿児島県から飛んで来てくれた方もあり、卒業生の7割にあたる50名の参加がありました。

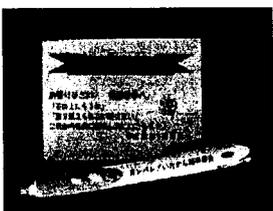
「板橋看護専門学校にお帰りなさい!」の校長挨拶にはじまり、卒業生による1分間スピーチの後、教員との懇談が行われました。

スピーチでは、インシデントを機に髪を切ったこと、先輩プリセプターの優しさや、患者の一言に励まされたこと、そして同期と一緒に頑張っていることなど、各病院に就職してからの近況報告が笑いあり涙ありで語られました。

その後の懇談会では、大きな笑い声の響く中、教員に悩み事を相談する真剣な姿もちらほら見受けられました。最後に、「ガンバレ!いたかん35卒業生」の入ったボールペンとともに、「石の上にも3年」、「乗り越えられない壁はない」と書かれた、教員からの熱いメッセージの入った手作りカードが、参加者全員にプレゼントされました。

新人看護師の離職率が高くなる就職後三か月目に『ホームカミングデー』を実施することで、辛いことがあっても相談できる仲間や先生がいること、そしていつでも帰ってこられる母校があるということ、卒業生にあらためて伝えることができた一日でした。

【板橋看護専門学校】



16

看護専門学校における学校運営

—教職員・学生が生き生きと輝くために—

1. 看護師養成という明確な組織目標にむけて教職員が一丸となる
2. 組織は人なり。教職員・学生を大切にする。
 - 1) 自由に発言し、意見交換できる風土の醸成
 - 2) 能力開発→積極的な研修の機会
 - 3) 適材適所→適切な業務分担と進行管理
 - 4) 仕事の成果への適切なフィードバック
 - 5) 会議・教務室は毎日がOJTの場

全教員で全学生を育て、学生に学ぶ養成所「共育」

17

看護師養成所の今後の課題

1. 臨床との乖離をなくす看護教育の充実
(技術教育・コミュニケーション・自己教育力などの向上)
2. 18歳人口の減少、高学歴志向に伴う入学生数の確保
3. 専任教員は看護教育の宝。教員数の確保と資質向上支援及びワークライフバランス推進を
4. 実習施設の確保と連携
5. 養成に対する経済的支援
6. 4年化にむけての私見
 - 1) 教育期間の延長は必須。3年養成での努力による成果と限界
 - 2) 新卒者の6割を擁する専門学校の一律4年化は人材確保に影響
大学教育と並存し、長期的計画が必要。
 - 3) 大学教育においては、養成所教育を適正に評価活用を
7. 養成期間を延長しても必要な臨床研修
 - 1) 基礎教育で無資格の学生が身体侵襲を伴う技術を行う限界。
 - 2) シュミレーションで学ぶ限界。
 - 3) 臨床と学校の連携が必要

18

別表 2

安全教育計画 (38回生)

東京都立板橋看護専門学校

目的：人間の尊厳と生命の安全を守る看護者としての責任を果たすための基礎的能力を養う。

目標：1) 看護実践場面で起こりうる様々なリスクの可能性を認識できるようになる。

2) 看護実践場面において、自ら考え看護学生として責任ある行動がとれるようになる。

段階	目標	内 容	時期	方法	時間数
1年 基礎Ⅰ	1.看護学生としての実習態度・マナーが分かる。	1. 実習態度・マナー 2. 実習で知り得た情報の取り扱い 3. 感染予防 (自己の健康管理・手洗い)	実習前	講義	オリの中で
1年 基礎Ⅱ-①	1.援助を通して対象の安全確保の為の配慮・工夫の実際が分かる。	1. 医療事故・医療過誤に関する基礎知識 2. 看護学生が日常生活援助場面で起こしやすい事故の事例検討(ペーパーシミュレーション)	9月	講義 演習	オリの中で
1年 基礎Ⅱ-②	2.実習中に起こりうるインシデント・アクシデントに関する知識を持ち、自分にも起こりうることとして捉えられる。	1. 基礎実習Ⅱ-①のインシデントレポート結果の提示と予防策の検討 2. 患者の状態把握に関する事例検討 (ロールプレイ) 3. 実習中のインシデント・アクシデント体験の共有化と予防策の検討	2月 実習中	講義 演習 カンファレンス	オリの中で 実習時間
2年 成Ⅰ 老Ⅰ 実習	1.日常生活における安全な援助について、患者の要件をふま看護計画立案・実施・評価のプロセスの中で理解できる。 2.診療の補助に伴うリスクを予測し、予防策が考えられる。	<7月実習> 1. 老年期のリハビリ段階の患者の事例から安全な移動援助計画の立案、ロールプレイの実施、評価 2. 基礎実習Ⅱ-②のインシデント・アクシデントレポート結果の提示と予防策の検討 3. 実習中体験した様々な対象、様々な看護場面における安全についての事例検討 <11月実習> 1. 診療の補助技術 (与薬) インシデント・アクシデント事例の検討(ロールプレイ) 2. 7月実習のインシデントレポート結果の提示と予防対策の検討 3. 実習中体験した様々な対象、様々な看護場面における安全についての事例検討	6月 実習中 10月 実習中	演習 講義 カンファレンス 演習 講義 カンファレンス	(4H) オリの中で 実習時間 オリの中で 実習時間
3年 各看護学 実習	1.診療補助に関する安全な技術を身につける。 2.実習を振り返り看護における倫理について具体的に考えられる。	1. 診療補助技術における安全 <講義>1.看護における安全 2.薬剤関連のエラーと危険性への認識 3.チューブ挿入中の事故防止 <学内実習> 1. 点滴・側管注 2. 輸液ポンプの実際 3. タイムプレッシャー下での点滴作成 4. チューブ挿入中の寝衣交換 等 5. 採血(人体モデル) 6. 採血の実際 2. 各看護学 (2年次) 実習インシデントレポート結果の提示と予防対策の検討 3. 実習中体験した様々な対象、様々な看護場面における安全についての事例検討 4. 看護者としての患者の権利・尊厳を守ることについて実習場を振り返り、倫理という視点でまとめる (哲学・生命倫理の授業の中で、職業倫理という主題で取り上げる)	4月 4月 実習中 7月	基礎看護学方法論Ⅷ 講義 カンファレンス 講義	30H オリの中で 4H 実習時間 講義

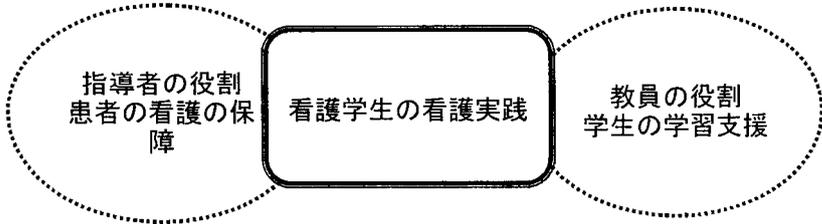
別表 3

臨地実習の実践的指導と教員・指導者の役割連携

実習期間(1クール)											教員と指導者の一日の具体的な行動の一例						
1週目			2週目				3週目				時間	学生	学生	学生	学生	学生	学生
第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目	第8日目	第9日目	第10日目	第11日目		A	B	C	D	E	F
<行動計画の指導> (1) 実習開始前に行動計画を確認 (2) 不足があれば指導 (3) 修正の再確認 <現地リエンション> (1) 病棟の構造、使用方法 及び注意事項 (2) 受け持ち患者への紹介 (3) 病棟の医療チームメンバー紹介 (4) 実習受持ち承諾書確認 <事前学習確認・指導> <情報収集に関する指導> 事故の予防と対処 <学生カンファレンス> 学生実習終了			<行動計画の指導> (1) 実習開始前に一日の行動計画を確認 (2) 不足があれば指導し修正後再確認 <申し送り参加> <指導者と一日の行動計画の調整> <学生の計画に沿って援助指導> (1) 実施前の計画確認 (2) 実践指導 (3) 実施前中後の報告、記録確認 (4) 実施後の振り返り <看護過程の指導> (1) 患者情報の収集 (2) 情報の分析 (3) 分析をもとにした看護問題の抽出 (4) 計画立案 (5) 実施 <医療チームの連携指導> <人間関係の指導> <態度面の指導> 患者に責任ある実習を行うには、リスクも伴う。事故を未然に防ぎ、患者の安全を確保すると共に、事故発生時の速やかな対応や、責任の所在等を考慮すると、実習指導は専任教員でなければならない 運営の指導 実習評価				実習指導は学生5~6名に対して個別指導を行い、きめ細かな対応が必要 <現代看護学生の実習指導の現状> 1. 対人関係スキルの低下により患者とのコミュニケーション困難 2. 生活能力不足等による看護技術力低下 3. 精神的脆弱により打たれ弱く傷つき易い 実習指導 <臨床現場の現状> 1. 在院日数短縮・医療高度化により受け持つ患者の重症度が高い(ハイリスク化) 2. 医療安全の強化により技術経験の減少 3. 多忙を極める実習環境 臨地実習は授業である。学生が期待するレベルに到達しているかを見極めるには、適正な評価が必要。評価は教育の質を高めるだけでなく、学生の将来にも影響する				8:00	行動計画の助言 *					
											8:30	申し送り・ミーティング					
											9:00	指導者の助言後の行動計画の確認修正 *					
											9:30	VSサイン測定指導 *					
											10:00	清拭	搬送	点滴準備	車椅子移動	ムンテラ立会い	清拭
											10:30	看護過程指導					
											11:00	午前中の記録報告確認助言 *					
											11:30	食事介助	経管栄養	食事介助	食事介助	経管栄養	看護過程指導
											12:00	看護過程指導					
											12:30	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩	休憩
											13:00	VSサイン測定指導 *					
											13:30	検査搬送	清拭	退院指導	ROM訓練	看護過程指導	点滴準備
											14:00	看護過程指導					
											14:30	看護過程指導	看護過程指導	ケース会議	入浴介助	検査見学	
											15:00	午後の記録報告指導 *					
											15:30	学生カンファレンス					
											16:00						
											16:30	翌日の計画指導 *					
連絡・調整											17:00	連絡調整	連絡調整	連絡調整	連絡調整	連絡調整	連絡調整

* 個別指導を行う
* 講義や会議のある時は指導者と調整

臨地実習における教員と指導者の役割
—共通の役割—
実習目標への到達



資料 3-4

小山教授 資料

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会
平成20年12月25日（木）

看護の質の向上と確保に関する検討会

大学における看護学教育

平成20年12月25日

神奈川県立保健福祉大学

小山 真理子

1

大学における看護学教育がめざすこと

- ・ 保健・医療・福祉のどの場においても、看護職として社会に貢献できる人材としての基本的能力の育成
- ・ (大学卒)社会人としての教育と職業人としての教育
→大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則の両方の法的要件を満たす必要性
- ・ 卒業後定年まで働き続けるための基本的能力の育成
社会の変化、保健医療の変化に対応していける能力
看護実践能力、他
- ・ 他

2

神奈川県立保健福祉大学の例

・平成15年4月設立 *平成21年4月からカリキュラム改正予定

・保健福祉学部（1学年220名＋編入生22名）計242名定員

看護学科 80名＋編入生 8名

社会福祉学科 60名＋編入生 6名

栄養学科 40名＋編入生 4名

リハビリテーション学科 40名＋編入生 4名

内訳:理学療法専攻（20名） 作業療法専攻（20名）

・入学試験:看護学科88名のうち

一般選抜 40名 推薦入学 32名 社会人 8名

編入学 8名 帰国生徒 私費外国人留学生 若干名

3

神奈川県立保健福祉大学の基本理念:

- 1.保健医療福祉の連携と総合化
- 2.生涯にわたる継続教育の重視
- 3.地域社会への貢献

保健福祉学部の教育理念（省略→大学ホームページ参照）

看護学科の教育理念（省略→大学ホームページ参照）

4

保健福祉学部の教育目標

1. かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を培う。
2. 人々のニーズやコミュニティが抱える様々な課題を広い視野で考察、分析し、市民との協働により解決する力を培う。
3. 人々にとって最適な保健医療福祉サービスを提供するため、常に科学的根拠に基づく判断力をもち、高い倫理観や人権意識を基盤とした実践力を培う。
4. 保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を培う。
5. 専門領域における基礎的知識や技術を十分理解するとともに、主体的に学問を探究し、真理を追究する姿勢を培う。
6. 国際的な視野に立ち、コミュニティを基盤として広く世界に貢献する力を培う。

5

<大学、学部の教育理念、教育目標をふまえ>

看護学生が卒業時に習得していることを期待する能力

1. ヒューマンケアリングに基づいた人間関係を築くためのコミュニケーション能力がある。
2. 批判的に思考する姿勢をもち、物事の本質を探究する態度がある。
3. 科学的根拠に基づいた看護実践、系統的に情報収集し有用な情報を選択できる。
4. 対象の健康に焦点をあて、ニーズや課題を的確に把握し、必要な援助の計画を立て、実施、評価できる。
5. 保健医療福祉の分野で看護の専門性と役割を幅広く捉えることができる。
6. 看護学の発展に寄与しようとする意欲がある。

6

＜カリキュラム＞（別紙資料参照）

- ・象徴科目（大学の理念を全学科の学生に）
- ・連携実践教育科目
- ・専門創造教育科目
- ・卒業研究

卒業単位：129単位

履修終了者：看護師、保健師の国家試験受験資格

7

・他職種と連携していく能力育成にむけての工夫

- ・他学科との共通履修科目設定

例)健康論

（人間総合教育科目）:

人間関係とコミュニケーションⅠ

人権・ジェンダー 他

- ・連携科目設定

例)ヒューマンサービス論Ⅰ（1年次）

保健医療福祉論

地域保健医療福祉連携論 他

ヒューマンサービス論Ⅱ（4年次、全学科の学生で

事例検討する小グループ学習）

8

- ・看護実践の基礎となる知識の充実と内容の工夫
 - ・解剖学と生理学ではなく「体のしくみ」として
 - ・薬理学は2科目必修「薬の基礎科学」「臨床薬理」
 - ・アセスメント能力の育成「ヘルスアセスメント」
 - ・基礎科目と看護の科目の連動
 - (例、病態治療論 I 急性期看護論)
 - ・その他

9

- ・知識が「のこる」あるいは少しでも「わかる」ために
 - ・理論と実践をできるだけ関連づける
 - 1) 早期に実習にでる
 - 2) 授業と実習を同時進行で (H21より変更予定)
- ・学び方を学ぶ (自己学習能力の育成)
 - ・1年次(文献の探し方と批判的読み方)
 - (問題に基づく学習法 PBL)

10

- 問題解決能力、判断力他の能力育成にむけて
 - ・問題に基づく学習法 Problem Based Learning
臨床の状況設定場面から、学生が主体的に問題を
発見し、解決するプロセスを少人数のグループ学習
により学ぶ教授・学習方法。

1年次に30h → 2年次15h その後2,3年次で
リプロダクティブ・ヘルスケアⅡ. 急性期看護論Ⅱ
慢性期看護論Ⅱ.

11

•根拠に基づく看護実践への入門として

- ・エビデンスベーストナーシング EBN
日々の看護実践の根拠は、、を常に考える。
- ・臨床の疑問をどのように明確にしていくか(EBNのステップ)
- ・研究成果としてのエビデンスを探す・・・文献検索方法
- ・エビデンスとして使えるかを吟味する・・・文献の批判的読み方
- ・患者主体のEBNとは(エビデンスの適用)

2年次に30h → その後の実習に役だって欲しい

12

看護臨地実習

1年生: 保育園、地域、老人保健施設、病院(6)

2年生: 病院(8)、がんセンター、市役所、保健所、
小中学校、他

3年生: 病院、精神医療センター、こども医療セン
ター、透析センター、助産所、訪問看護ステー
ション他

4年生: 保健所、学生が希望する実習場で総合実習

13

実習(1年後期)

基礎看護実習A (1単位45時間)

- ・ コミュニケーション
- ・ 療養されている方々の気持ちを理解できるよ
う努力する。
- ・ 療養されている方々の環境を理解する。
- ・ 看護師の役割、他職種の役割を理解する。

14

実習(1年後期)

成長発達理解実習(1単位45時間)

- ・ ライフステージ各期にある人々を理解する
- ・ 小児、成人、老年期にある人々とのコミュニケーション
- ・ 日常生活における支援のあり方

保育園

健康増進センター

老人福祉センター

介護老人保健施設

15

実習(2年次)

- ・ 療養を受ける人の日常生活の援助
- ・ 診断や治療を受ける人の看護
- ・ 臨床の問題を解決するための看護
- ・ 手術室、集中治療室、救命救急室の見学実習
- ・ 地域で生活する人々の健康問題を整理・分析し、解決する方法を理解する。

16

実習(3年次)

- 妊娠・分娩・産褥期および新生児期の看護
- 急激に症状が変化する患者の看護(手術、他)
- 健康障害を持つ小児の看護
- 精神障害を持つ人の看護
- 慢性的な障害を持つ人の看護
- 在宅における看護

17

実習(4年次)

- 地域住民の健康を守るためのヘルスケア
- 保健所や市町村等行政機関での看護
- 学生が主体的に実習テーマに沿った実習を総合的に実施

18

- ・授業としての実習をどのようにしているか(例)
 - ・実習目標を明確にし、実習受け入れ先、教員、指導者学生が共有する。
 - ・与えられる学習ではなく、学生が主体的に情報収集し、アセスメントし、計画し、(指導のもとで)実施する。
 - ・実習計画、目標の達成状況、生じた問題などについての振り返り、問題解決に向けて(毎日のカンファレンス、実習記録)
 - ・評価 (実習指導者、教員、学生を交えて)

<実習の場との連携>

- ・年1回の合同実習連絡会
- ・各実習ごとの事前、事後連絡会
- ・実習委員会(学内、看護学科)
- ・教員の臨床研修、ほか

19

指定規則にないが4年次に開講している看護専門科目

- ・ 終末期看護論(必修)
- ・ 看護研究法
- ・ 総合実習(必修)
- ・ 看護管理学(必修)
- ・ 看護教育学(必修)
- ・ 卒業研究(必修)
- ・ 看護政策論
- ・ 医療看護経済学
- ・ 国際看護論

大学における看護基礎教育の課題(例)

- ・必修科目が多い ⇔ 創造性、他の能力の育成
- ・教員の担当時間数の多さ:実習、講義、大学院兼任

別表1 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科カリキュラム

カリキュラム

太字の科目は必修科目です。

	1年次	2年次	3年次	4年次
象徴科目	ヒューマンサービス論Ⅰ			ヒューマンサービス論Ⅱ
人間総合教育科目	英語(英会話Ⅰ)、英語(講読)、英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)、英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)			
	人間関係とコミュニケーションⅠ 人種・ジェンダー 文献検索とクリティーク 統計学	英語(総合英語)、英語(英会話Ⅱ)		
	倫理と人間 宗教と人間 哲学 教育原論 ボランティア・市民活動論	心理学 人間関係とコミュニケーションⅡ 健康スポーツ バリアフリースポーツ 創作・造形活動 日本国憲法 社会学 現代社会と危機管理 多文化理解 国際社会と日本	歴史と人間 生活と経済 神奈川の生活と文化 科学と人間 環境学 物理学 化学A、化学B 生物A、生物B コリア語(基礎) コリア語(応用)	スペイン語(基礎) スペイン語(応用) 中国語(基礎) 中国語(応用) 情報の活用と倫理 情報処理学Ⅰ 情報処理学Ⅱ
連携実践教育科目	健康論 保健医療福祉論 公衆衛生学 薬の基礎科学 感染の予防と管理	子ども保健医療福祉論 高齢者保健医療福祉論 障害者保健医療福祉論 疫学・社会調査 救命・救急学概論	地域保健医療福祉連携論	保健医療福祉総合演習
		カウンセリング入門、医用機器概論、家族社会学		
		口腔健康論		
専門創造教育科目	体のしくみⅠ 体のしくみⅡ 心のしくみ 栄養学	臨床薬理学 病態生理学 病態治療論Ⅰ・Ⅱ 問題に基づく学習法(PBL)		
	ヘルスアセスメント 看護学概論 援助技術論Ⅰ 成長発達と健康 学校保健Ⅰ	援助技術論Ⅱ・Ⅲ エビデンスベーストナーシング(EBN) リプロダクティブ・ヘルスケアⅠ リプロダクティブ・ヘルスケアⅡ 急性期看護概論 急性期看護論Ⅰ(小児) 急性期看護論Ⅱ(成人・老年) 地域看護学概論 産業保健論 看護と関係法規	急性期看護論Ⅲ(精神) 慢性期看護概論 慢性期看護論Ⅰ(小児) 慢性期看護論Ⅱ(成人・老年) 慢性期看護論Ⅲ(精神) 地域看護論Ⅰ 看護倫理 リハビリテーション看護論	終末期看護論 地域看護論Ⅱ 看護教育学 看護管理学 看護政策論 医療看護経済学 国際看護論 看護研究法 保健福祉行政論
	基礎看護実習A 成長発達理解実習	基礎看護実習B 基礎看護実習C 急性期看護実習A(成人・老年)	リプロダクティブ・ヘルスケア実習 急性期看護実習B(成人・老年) 慢性期看護実習A(成人・老年) 慢性期看護実習B(成人・老年) 慢性期看護実習C(小児) 慢性期看護実習D(精神) 地域看護実習A	地域看護実習B 総合実習 地域アセスメント実習
卒業研究				卒業研究

看護学科を卒業するためには、129単位以上を修得する必要があります。また、看護学科では、選択により下欄の科目を履修することによって、助産師国家試験受験資格、養護教諭一種免許状、社会福祉士国家試験受験資格を取得できる課程(コース)を用意しており、いずれか1つを選択することもできます。

専門創造教育科目	助産学関連科目 17単位			助産学概論 性と生殖の生理と病態 助産診断・技術学Ⅰ 助産診断・技術学Ⅱ 助産診断・技術学Ⅲ 助産管理論 助産学実習
	教職関連科目 21単位	総合演習 教育方法論	養護概説 学校保健Ⅱ 教育相談論 現代教職論	生徒指導論 養護実習
	社会福祉学 関連科目 31単位	高齢者福祉論 児童福祉論 ソーシャルワーク各論Ⅰ(個人・集団) ソーシャルワーク各論Ⅱ(地域)	障害者福祉論 ソーシャルワーク各論Ⅲ(計画・運営) ソーシャルワーク演習Ⅰ ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	ソーシャルワーク総論 ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク実習指導Ⅱ ソーシャルワーク実習

委員提出資料

4-1 羽生田委員

4-2 森委員

資料 4-1

羽生田委員 資料

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会
平成20年12月25日（木）

日本医師会 潜在看護職員再就業支援モデル事業 結果

日本医師会常任理事
羽生田 俊

1

再就業についての意識調査

<調査の実施状況>

- 15県医師会が、医師会立看護師等学校養成所の卒業者に対し、再就業についてのアンケート調査を実施した。

青森、岩手、栃木、群馬、埼玉、千葉、石川、長野、岐阜、
愛知、三重、兵庫、徳島、福岡、沖縄

- 粗回答数 2754件
有効回答件数 1367件(有効回答率49.6%)

2

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

1) 属性から得られたこと

回答者の多くは既婚女性で、年齢的にも若い層で、育児に係わっている。

2) 過去の就業経験から得られたこと

回答者の保有する資格は准看護師・看護師資格が中心で、その経験は6～7年、病院勤務経験が約95%、診療所勤務が約49%、看護職員を離職してから平均5年5ヵ月、離職理由は「妊娠・出産」「子育て・家事」「結婚」である。

3

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

3) 現在の就業状況とこれからの就業希望から得られたこと

現在就業していないとした人は約8割、看護職員への復職希望は70.1%（「再就業したい」27.1%と「条件次第で再就業したい」43.0%の合計）。

再就業したいとする人の希望施設・職場は診療所が87.5%、病院が70.8%（複数回答可）。

通勤については、「通勤時間30分以内」と近隣を希望している。

4

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

4) 再就業の希望時期から得られたこと

再就業希望時期は、「既に就業が決まっている」6.8%、「すぐにでも働きたい」13.0%、「一定時期後に働きたい」20.4%の合計40.2%を、「未定」の57.9%が上回っている。

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

5) 希望雇用形態・勤務形態・待遇から得られたこと

雇用形態としては「短時間勤務(非常勤・臨時・パート)」が65.5%希望し、「常勤(正職員)」32.0%の2倍である。

勤務形態は、複数回答可であるものの、「日勤のみ」の85.7%が圧倒的である。

待遇(複数回答可)は「有給休暇の取得のしやすさ」が70.9%、「院内保育所の整備」が41.7%、「学童保育への配慮」が41.1%と、育児等の問題に対する配慮を求めるものが目立っている。

1. アンケート調査結果から得られた課題・問題点

6) 研修の必要性から得られたこと

再就業時に際して研修を受けたいと希望した人は80.7%。

受けたい研修の内容(複数回答可)は、看護技術(実技研修)が73.3%、IT関連知識(電子カルテ等)が54.5%、医療安全(医療機器、医療事故、感染管理等)が54.4%、高度医療技術・知識が53.2%など再就業希望者の不安と意欲が窺える。

7

<結果のまとめ>

いわゆる「潜在看護職員」といわれる看護職員資格を保有する人は育児に係わっている女性がほとんどで、看護職員として再就業したい希望・意欲は十分あるものの、看護職員としての仕事と育児および家庭の両立を希望している。とりわけ、再就業するに際しては、勤務先(診療所・病院等)に望むことは、休暇が取りやすいことや院内保育所・学童保育あるいは育児に対するその他の配慮などがあることを重視し、勤務時間についてもそれらを前提にした勤務形態を望んでいる。また、医療現場に戻る(再就業)に当たっては、看護職種を離職してからのブランクを埋めるための現実的な研修を望んでいる姿が窺える。

8

2. 看護職への再就業支援対策

1) 情報交換・収集の場(窓口)の設置

いわゆる「潜在看護職員」は家庭の中で育児に追われている傾向にあり、医療現場への復帰を望む一方で、それらに関する情報が枯渇した状態にある。これについては、自由記載欄に記述されている内容でも裏付けられている。現在、ナースセンター等の事業があるものの、必ずしも十分に機能しているとは言い難い。「潜在看護職員」は家庭にあっても、再就業に係る互いの情報交換や詳細な情報提供を望んでいるのである。したがって、再就業を支援するにはそれらの状況を十分に理解したうえで、新たに情報交換・収集の場(窓口)を設置する必要がある。

9

2. 看護職への再就業支援対策

2) 多様な勤務形態とコーディネート部門の設置

アンケート結果からも分かるとおり、再就業を望んでいる「潜在看護職員」の多くは勤務形態として「短時間勤務(非常勤・臨時・パート)」を希望している。したがって、勤務先となる医療機関の望む勤務内容とのすり合わせは当然必要となる。これらを考慮すると、再就業を望む「潜在看護職員」の事情に合わせた多様な勤務形態とその組合せが必要になる。そこで、各医療機関ごとにアイデアを出す必要もあるが、「潜在看護職員」と医療機関のそれぞれのニーズを調整する第三者機関としてのコーディネート部門の設置が考えられる。なお、「潜在看護職員」が再就業した後の勤務を安定的にするためには「短時間正職員」の考え方やシステムの導入も一考すべきである。

10

2. 看護職への再就業支援対策

3) 研修の実施

再就業を望んでいる「潜在看護職員」には現場復帰の意欲はあるものの、進歩の著しい医療現場への不安もあり、再就業のための研修を強く望んでいる。そこで、「潜在看護職員」に対して必要な研修内容を十分に調査したうえで、現場復帰のための研修カリキュラムを作成し、必要に応じて研修を適宜実施すべきである。

資料 4-2

森委員 資料

第3回 看護の質の向上と確保に関する検討会
平成20年12月25日（木）

看護教育のあり方について 看護系大学における看護学教育

千葉大学看護学部長
森 恵 美



看護の質の向上のためには、

論点

1. 学校種別に関係ない看護師教育の修業年限延長なのか？
2. 看護職を志す者が学士課程教育を受けられることなのか？



●大学の使命は、体系づけられた学問の教授

現行でも看護系大学では、保・助・看それぞれの実践に体系的な根拠を与える看護学の基礎を4年間かけて教授している。単に資格取得のために、3年+6ヶ月+6ヶ月の教育をしているのではない。

●資格取得の問題と大学教育の問題は、基本的に切り離して考えるべき

すなわち、2の立場「看護の質の向上のためには、看護職を志す者が、学士課程教育を受けられることが重要である」



学士課程における看護学教育の特質

「看護の質の向上のためには、看護職(看護師・保健師・助産師)を志す者が学士課程教育を受けられることが重要」

看護職は専門職であるから学士課程教育が前提

根拠資料

●学士課程における看護学教育の特質

看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標
(平成16年3月26日:看護学教育の在り方に関する検討会報告)

●大学設置基準

- 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
(学校教育法 第83条)



学士課程における看護学教育の特質

1. 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること
2. 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること
3. 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること
4. 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること
5. 教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標
(平成16年3月26日:看護学教育の在り方に関する検討会報告)



大学設置基準

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。



学校教育法にみる課程別目的

大 学	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 (学校教育法 第83条)	専門職業教育 professional education
短 期 大 学	大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。2（略） 3 前項の大学は、短期大学と称する。 (学校教育法 第108条)	
大学院	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 (学校教育法 第99条)	
専 修 学 校	第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。 (学校教育法 第124条)	職業教育 occupational education



仮に「資格取得のための年限延長が必要」となった場合

- 年限延長に伴うコストの検証と財源確保をまずは考えるべき
- 国立大学法人の場合は、特別な財源確保がなければ、助産師教育・保健師教育をやめざるをえないところが増える
→ 助産師・保健師の数の充足が課題、看護系大学志願者減

理由

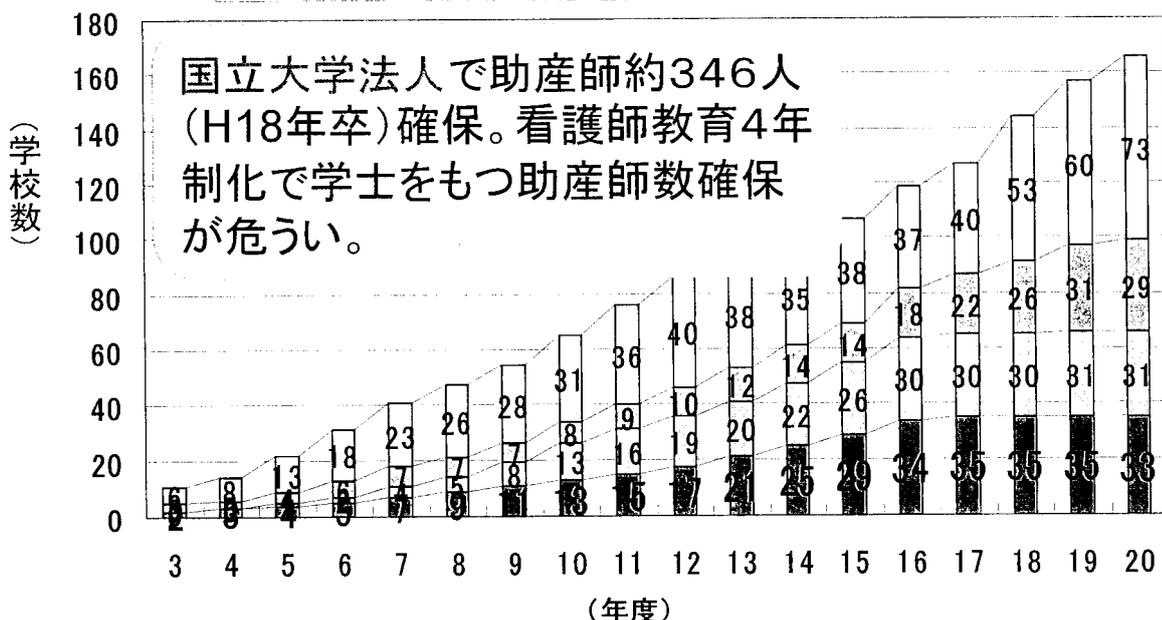
看護師教育が4年制化したら、保健師、助産師教育は以下の対応が考えられるが、いずれの場合も、運営費交付金が毎年削減されている状況（教員削減、学生定員が増えても予算は増えない）では、国立大学法人内で合意を得ることに困難があり、国からの特別な予算措置がない限りできない。

- ① 学部の5年制化（薬学6年制化と同様大幅な志願者減、学士をもつ看護職の確保が困難、年限延長に伴う特別予算措置が必須）
- ② 専攻科1年（施設整備と教員の増員が必要となるが、運営費交付金は増えないしくみなので、大学の赤字になる）
- ③ 大学院（助産師学校として指定を受けるためには組織再編が必要。定員増にしても運営費交付金は増えないしくみなので、大学の赤字になる）



助産師学校指定看護系大学数の推移 (専攻科・別科を除く)

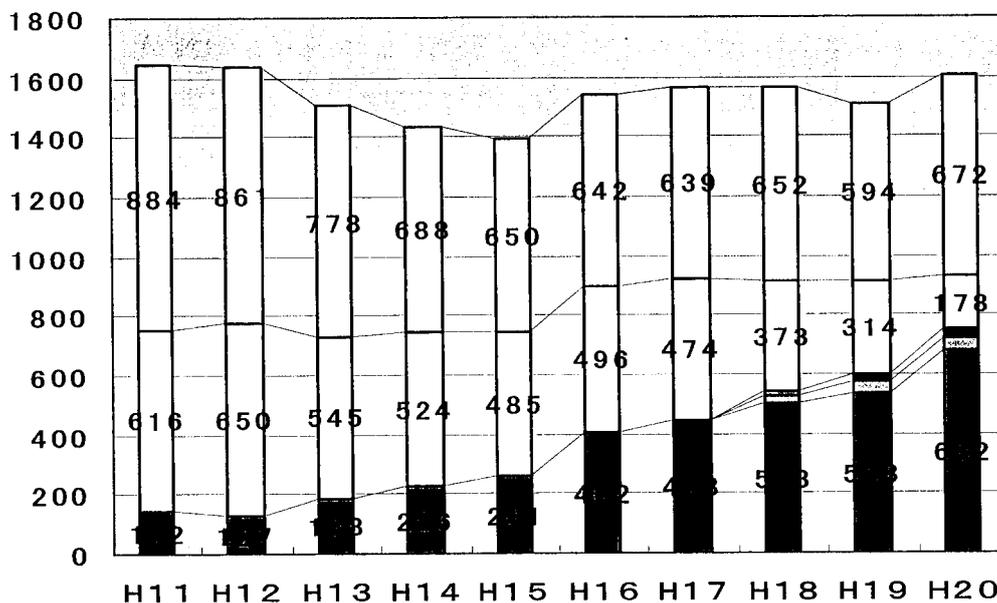
- 助産師学校指定大学(国立) □ 助産師学校指定大学(公立)
- ▨ 助産師学校指定大学(私立) □ 助産師学校指定なし



助産師国家試験合格者数(新卒)の推移

H20年、大学で助産師682人(養成数全体の42.5%)
確保、大卒助産師(新卒)急激な増加傾向にある

(人) ■ 大学 □ 大学院 ■ 大学専攻科 □ 短大専攻科 □ 養成所等



国立大学法人における助産学実習の実施状況

助産学実習(分娩の取扱いの実習)

1大学あたり 使用する 実習施設数	1施設あたり 平均受入れ 学生数	助産学実習を 選択した 学生数	実習指導に かかる 教員数	(参考) 看護学科等 入学定員数
6.0施設 (2~16施設)	1~2人	平均9.3人 (2~約30)	平均4.4人 (2~7人)	平均71.1人 (60~80人)

参考資料:平成19年度全国国立大学法人助産師教育専任教員会議資料等

- 分娩の取扱いの実習については、助産師または医師の監督の下に、学生1人につき10回程度行わせる(原則として、取扱う分娩は正期産・経膈分娩・頭位単胎)ことになっている(保健師助産師看護師学校養成所指定規則より)
- 少子化や助産師・産科医不足等のため、1実習施設に学生1~2名
- 助産師で学位をもつ教員不足と運営費交付金削減に伴う教員の削減計画

助産学実習の質を維持するには、学生数を制限せざるをえない



看護系大学において助産師教育を行う利点(1)

- 大学4年間で助産師資格が取れることは、看護系大学に志願者を引きつける大きな魅力になっている
- 看護師だけにとらわれない、幅の広い職業選択が可能となる
- 学士(看護学)をもった助産師が毎年約700名(養成数全体の約43%)確保。H18年の日本産婦人科医会緊急調査によると助産師充足率71.7%、助産師の不足数6,718名であるので、現在の助産師不足へ対応し、周産期看護領域の質確保につながる。
- 看護系大学が今以上に増える一方で、高校卒業者が減少することを考慮すると、医師、薬剤師、福祉系など、他の学問領域との間で志願者の奪い合いが起こることは必須。複数の資格が取れる魅力を残しておかないと、看護系大学志願者減少は否めない



看護系大学において助産師教育を行う利点(2)

- 学士課程で免許取得、助産師実務経験後に大学院で高度専門職業人(母性看護専門看護師)教育を受けるという助産師キャリアパスの維持・強化→助産師外来・院内助産の普及促進、母体・胎児集中治療室の看護など周産期看護の質向上につながる
- 学士卒の助産師が確保されていることは、看護系大学教育を担当できる、修士以上の学位をもった助産師の育成を促進する
- 学士・修士(看護学)をもった助産師が増加すれば、博士(看護学)の学位をもった助産師の育成も促進され、周産期看護の質向上のための教育研究の促進につながる

現在ある助産師のキャリアパス



少子化の中で、質の向上と確保に向けた、 助産師養成数を増やすための方策の提案

助産師数不足に対応した質の確保のための方策

- 正常産10例の縛りを緩和し、同時に卒後臨床研修を制度化
- 多数の実習施設に分散し少人数で実習することを前提とした、実習にかかわる教員数の増加・確保

看護の質の向上と確保に向けた長期的方策

- 学士課程における看護学教育に対して、指定規則の縛りを緩和あるいは適用外→学士課程で3つの看護職(保・助・看)資格取得できる制度維持
- 学士をもった助産臨床経験が豊富な助産師に対する母性看護専門看護師(周産期看護領域の高度実践助産師)教育の推進と母性看護専門看護師の積極的雇用と活用拡大の推進
- 大学院において、母性看護専門看護師教育、高度実践家教育を受けた助産師の裁量権拡大



参考資料

大学設置基準

(昭和31年10月22日文部省令第28号)

看護師等養成所の運営に関する指導要領について

(平成13年1月5日健政発5号)

大学設置基準

(昭和 31 年 10 月 22 日 文部省令第 28 号)

最終改正：平成 18 年 3 月 31 日 文部科学省令第 11 号

学校教育法第 3 条、第 8 条、第 63 条及び第 88 条の規定に基づき、大学設置基準を次のように定める。

第 1 章 総則 (第 1 条―第 2 条の 2)

第 2 章 教育研究上の基本組織 (第 3 条―第 6 条)

第 3 章 教員組織 (第 7 条―第 13 条)

第 4 章 教員の資格 (第 13 条の 2、第 17 条)

第 5 章 収容定員 (第 18 条)

第 6 章 教育課程 (第 19 条―第 26 条)

第 7 章 卒業の要件等 (第 27 条―第 33 条)

第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等 (第 34 条―第 40 条の 3)

第 9 章 事務組織等 (第 41 条・第 42 条)

第 10 章 雑則 (第 43 条―第 46 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第 2 条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

(入学者選抜)

第 2 条の 2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

第 2 章 教育研究上の基本組織

(学部)

第 3 条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学科)

第 4 条 学部には、専攻により学科を設ける。

2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第 5 条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

第 6 条 学校教育法第 53 条 ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下『学部以外の基本組織』という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 教育研究上適当な規模内容を有すること。

(2) 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。

(3) 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。

2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第 13 条、第 37 条の 2、第 39 条、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 を除き、『学部』には学部以外の基本組織を、『学科』には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

第 3 章 教員組織

(教員組織)

第 7 条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

第 8 条 削除

第 9 条 削除

(授業科目の担当)

第 10 条 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下『主要授業科目』という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(授業を担当しない教員)

第 11 条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第 12 条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第 13 条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とする。

第 4 章 教員の資格

(学長の資格)

第 13 条の 2 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第 14 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第 15 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

(3) 修士の学位又は 学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第 16 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第 14 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第 16 条の 2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 第 14 条各号又は第 15 条各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は 学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第 17 条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第 5 章 収容定員

(収容定員)

第 18 条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第 26 条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第 43 条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

第 6 章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第 19 条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第 20 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第 21 条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第23条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

第24条 大学が1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第25条の2 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

(昼夜開講制)

第26条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制(同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

第7章 卒業の要件等

(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第21条第3項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第31条の規定により修得した単位を含む。)を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、第28条第1項及び第2項並びに前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第30条の2 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(科目等履修生)

第31条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者(以下『科目等履修生』という。)に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第27条の規定を準用する。

(卒業の要件)

第 32 条 卒業の要件は、大学に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に 6 年以上在学し、188 単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に 6 年以上在学し、186 単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下『薬学実務実習』という。）に係る 20 単位以上を含む。）を修得することとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に 6 年以上在学し、182 単位以上を修得することとする。

5 第 1 項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 25 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

（授業時間制をとる場合の特例）

第 33 条 前条第 2 項ただし書により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目に係る第 21 条第 1 項又は第 27 条の規定の適用については、第 21 条第 1 項中

『単位数』とあるのは

『授業時間数』と、

第 27 条中

『1 の授業科目』とあるのは

『授業科目』と、

『単位を与えるものとする』とあるのは

『修了を認定するものとする』とする。

2 授業時間数を定めた授業科目については、当該授業科目の授業時間数をこれに相当する単位数とみなして第 28 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 29 条第 1 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定を適用することができる。

第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等

（校地）

第 34 条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

（運動場）

第 35 条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

（校舎等施設）

第 36 条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(1) 学長室、会議室、事務室

(2) 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。)

(3) 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第 1 項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下『夜間学部』という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（校地の面積）

第 37 条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生 1 人当たり 10 平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第 1 項に規定する面積を減ずることができる。

（校舎の面積）

第 37 条の 2 校舎の面積は、1 個の学部のみを置く大学にあつては、別表第 3 イ又はロの表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表の基準校舎面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ同表への表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

（図書等の資料及び図書館）

第 38 条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

（附属施設）

第 39 条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ

れ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科	附属施設
教員養成に関する学部又は学科	附属学校
医学又は歯学に関する学部	附属病院
農学に関する学部	農場
林学に関する学科	演習林
獣医学に関する学部又は学科	家畜病院
畜産学に関する学部又は学科	飼育場又は牧場
水産学又は商船に関する学部	練習船（共同利用による場合を含む。）
水産増殖に関する学科	養殖施設
薬学に関する学部又は学科	薬用植物園（薬草園）
体育に関する学部又は学科	体育館

2 工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置くものとする。

（薬学実務実習に必要な施設）

第 39 条の 2 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

（機械、器具等）

第 40 条 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

（教育研究環境の整備）

第 40 条の 2 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

（大学等の名称）

第 40 条の 3 大学、学部及び学科（以下『大学等』という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第 9 章 事務組織等

（事務組織）

第 41 条 大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第 42 条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第 10 章 雑則

（外国に設ける組織）

第 43 条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（学校教育法第 68 条 に定める大学についての適用除外）

第 44 条 第 34 条、第 35 条、第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 37 条並びに第 37 条の 2 の規定は、学校教育法第 68 条 に定める大学には適用しない。

（その他の基準）

第 45 条 大学院その他に関する基準は、別に定める。

（段階的整備）

第 46 条 新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 3 この省令施行の際、現に設置されている大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 昭和 61 年度から平成 4 年度までの間に期間（昭和 61 年度から平成 11 年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する大学（次項において『期間を付して入学定員を増加する大学』という。）の専任教員数については、第 13 条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。
- 5 期間を付して入学定員を増加する大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第 37 条第 1 項の規定を適用する。
- 6 昭和 61 年度以降に期間（平成 11 年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した大学であって、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成 12 年度から平成 16 年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前 2 項の例による。

附 則（昭和 37 年 4 月 18 日文部省令第 21 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年3月6日文部省令第7号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年7月1日文部省令第37号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年4月1日文部省令第7号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年8月31日文部省令第21号)

この省令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月18日文部省令第5号)

この省令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月28日文部省令第29号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月28日文部省令第21号) 抄

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年12月25日文部省令第40号)

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている医学又は歯学の学部を置く大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和56年1月17日文部省令第2号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日文部省令第1号)

この省令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年6月24日文部省令第23号)

- 1 この省令は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和59年度に開設しようとする公立の大学、公立の大学の学部及び私立の大学の学部の学科の設置の認可の申請、昭和59年度に行おうとする私立の大学の収容定員の変更に係る学則の変更の認可の申請並びに昭和60年度に開設しようとする私立の大学及び私立の大学の学部の設置の認可の申請に係る審査に当たっては、この省令による改正後の大学設置基準の規定の適用があるものとする。
- 3 学校教育法の一部を改正する法律(昭和58年法律第55号)附則第2項各号の一に該当する者に係る卒業の要件は、この省令による改正後の大学設置基準第32条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年9月1日文部省令第24号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年8月13日文部省令第46号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年2月5日文部省令第1号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年9月4日文部省令第26号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年9月1日文部省令第34号) 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年6月3日文部省令第24号)

- 1 この省令は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現に設置されている大学における体育館の設置に係る改正後の第36条第5項の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成9年6月5日文部省令第27号)

この省令は、平成9年6月5日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日文部省令第11号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日 文部省令第 19 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 9 月 14 日 文部省令第 40 号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 平成 12 年度を開設年度とする大学、学部及び学科の設置認可を受けようとする場合の審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年 10 月 31 日 文部省令第 53 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日 (平成 13 年 1 月 6 日) から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 30 日 文部科学省令第 44 号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 28 日 文部科学省令第 9 号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省令第 15 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 12 日 文部科学省令第 8 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 13 日 文部科学省令第 42 号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中学校教育法施行規則第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定及び同令第 6 条の次に 1 条を加える改正規定、第 2 条中大学設置基準第 18 条第 1 項の改正規定及び同令第 45 条を同令第 46 条とし、同令第 44 条を同令第 45 条とし、同令第 43 条を同令第 44 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 条を加える改正規定、第 3 条の規定並びに第 4 条中短期大学設置基準第 4 条第 2 項の改正規定及び同令第 37 条を同令第 38 条とし、同令第 36 条を同令第 37 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 条を加える改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 15 日 文部科学省令第 43 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 次の各号の一に該当する者については、改正後の学校教育法施行規則第 68 条の 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- (1) 平成 18 年 3 月 31 日に大学において薬学を履修する課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、この省令の施行の日 (以下『施行日』という。) 前に大学に在学し、引き続き当該大学に在学する者であって、施行日以後に薬学を履修する課程 (臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするものを除く。) に在学することとなったもの

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日 文部科学省令第 11 号)

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第 2 条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- (1) 学校教育法施行規則第 8 条第 1 号ロ
- (2) 博物館法施行規則第 9 条第 2 号
- (3) 大学設置基準第 14 条第 4 号
- (4) 高等専門学校設置基準第 11 条第 3 号
- (5) 短期大学設置基準第 23 条第 5 号

別表第 1 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数 (第 13 条関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	1 学科で組織する場合の専任教員数		2 以上の学科で組織する場合の 1 学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	320—600	10	200—400	6

教育学・保育学関係	320—600	10	200—400	6
法学関係	400—800	14	400—600	10
経済学関係	400—800	14	400—600	10
社会学・社会福祉学関係	400—800	14	400—600	10
理学関係	200—400	14	160—320	8
工学関係	200—400	14	160—320	8
農学関係	200—400	14	160—320	8
獣医学関係	300—600	28	240—480	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	300—600	28	240—360	16
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。）	200—400	14	160—240	8
美術関係	200—400	10	160—240	6
音楽関係	200—400	10	160—240	6
体育関係	200—400	12	160—320	8
保健衛生学関係（看護学関係）	200—400	12	—	—
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	200—400	14	160—320	8

備考

- この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第2において同じ。）。
- この表に定める教員数には、第11条の授業を担当しない教員を含めないこととする（以下口の表及び別表第2において同じ。）。
- 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第2において同じ。）。
- 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて400人につき教員3人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）にあつては、収容定員600人につき教員6人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（口の表において同じ。）。
- 夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（別表第2において同じ。）。
- 昼夜間講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減らすことができる（別表第2において同じ。）。
- 2以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する2以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。
- 2以上の学科で組織される学部が獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。
- 薬学分野に属する2以上の学科で組織される学部が薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の1学科を置く場合における当該1学科に対するこの表の適用については、下欄中『16』とあるのは、『22』とする。
- 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。
- この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員	収容定員360人までの場合の専任教員数	収容定員480人までの場合の専任教員数	収容定員600人までの場合の専任教員数	収容定員720人までの場合の専任教員数	収容定員840人までの場合の専任教員数	収容定員960人までの場合の専任教員数
医学関係	130	140	140	140	—	—
歯学関係	75	85	92	99	106	113

備考

1 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数のうち教授、准教授又は講師の合計数は、60人以上とし、そのうち30人以上は教授とする。

2 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、36人以上とし、そのうち18人以上は教授とする。

3 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

4 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてこの表に定める教員数の合計数とする。

別表第2 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 (第13条関係)

大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考

1 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。

2 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が400人を超え800人未満の場合にあつては収容定員80人につき教員1人の割合により、収容定員が800人を超える場合にあつては収容定員400人につき教員3人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

3 医学又は歯学に関する学部を置く場合(当該学部は医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。)においては、当該学部の収容定員が480人の場合にあつては7人、720人の場合にあつては8人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が480人未満の場合には、その加える数を6人とすることができる。

4 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部は医学又は歯学に関する学科以外の学科を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第1号により算出される教員数とする。

別表第3 学部の種類に応じ定める基準校舎面積 (第37条の2関係)

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

収容定員	200人までの場合の面積 (平方メートル)	400人までの場合の面積 (平方メートル)	800人までの場合の面積 (平方メートル)	801人以上の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保育学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経済学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会福祉学関係	2,644	$(\text{収容定員}-200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 8,925$
工学関係	5,289	$(\text{収容定員}-200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,628 \div 400 + 11,239$
農学関係	5,024	$(\text{収容定員}-200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
獣医学関係	5,024	$(\text{収容定員}-200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員}-400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員}-800) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係	4,628	$(\text{収容定員}-200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,983 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,983 \div 400 + 7,768$
家政関係	3,966	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$
美術関係	3,834	$(\text{収容定員}-200) \times 959 \div 200 + 3,834$	$(\text{収容定員}-400) \times 3,140 \div 400 + 4,793$	$(\text{収容定員}-800) \times 3,140 \div 400 + 7,933$
音楽関係	3,438	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員}-400) \times 2,975 \div 400 + 4,297$	$(\text{収容定員}-800) \times 2,975 \div 400 + 7,272$
体育関係	3,438	$(\text{収容定員}-200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,983 \div 400 + 4,297$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,983 \div 400 + 6,280$
保健衛生学関係(看護学関係)	3,966	$(\text{収容定員}-200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員}-400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$	$(\text{収容定員}-800) \times 1,984 \div 400 + 6,942$

保健衛生学関係(看護学 4, 628
関係を除く。)

(収容定員-200)×1, 157 (収容定員-400)×3, 140 (収容定員-800)×3, 140
÷200+4, 628 ÷400+5, 785 ÷400+8, 925

備考

- この表に掲げる面積には、第36条第5項の施設、第39条の附属施設及び第39条の2の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない(ロ及びハの表において同じ。)
- 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ。)
- 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれが多い数によりこの表に定める面積とする(ハの表において同じ。)
- 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減らすことができる(ハの表において同じ。)
- この表に掲げる学部以外の学部における面積については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

区分	収容定員 360 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 480 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 600 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 720 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 840 人までの場合の面積(平方メートル)	収容定員 960 人までの場合の面積(平方メートル)
医学関係						
校舎	12,650	14,300	16,750	18,250	—	—
附属病院	28,050	31,100	33,100	35,100	—	—
歯学関係						
校舎	8,850	9,600	10,350	11,200	11,950	13,100
附属病院	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	200 人までの面積(平方メートル)	400 人までの面積(平方メートル)	600 人までの面積(平方メートル)	800 人までの面積(平方メートル)	1000 人までの面積(平方メートル)	1200 人までの面積(平方メートル)	1400 人までの面積(平方メートル)	1600 人までの面積(平方メートル)	1800 人までの面積(平方メートル)	2000 人までの面積(平方メートル)
文学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
教育学・保育学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
法学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
経済学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
社会学・社会福祉学関係	1,719	2,148	2,975	3,801	4,462	5,123	5,785	6,446	7,107	7,768
理学関係	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,147	11,734	13,221	14,708	16,195
工学関係	3,834	4,793	7,107	9,421	11,735	14,049	16,363	18,677	20,991	23,305
農学関係	3,636	4,628	6,942	9,258	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
獣医学関係	3,636	4,628	6,942	9,258	11,570	13,884	16,198	18,512	20,826	23,140
薬学関係	3,305	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075	12,067
家政関係	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
美術関係	2,644	3,305	4,958	6,611	8,099	9,586	11,073	12,560	14,047	15,534

音楽関係	2,512	3,140	4,628	6,280	7,603	9,090	10,577	12,064	13,551	15,038
体育関係	2,776	3,471	4,462	5,454	6,446	7,768	9,090	10,412	11,734	13,056
保健衛生 学関係(看 護学関係) 2,512	2,512	3,140	4,132	5,123	6,115	7,107	8,099	9,091	10,083	11,075
保健衛生 学関係(看 護学関係 を除く。)	3,173	3,966	5,619	7,107	8,760	10,147	11,734	13,221	14,708	16,195

備考 収容定員が2,000人を超える場合は、200人を増すごとに、この表に定める2,000人までの面積から1,800人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。

看護師等養成所の運営に関する指導要領について

(平成13年1月5日健政発5号)

(最終改正 平成20年1月8日医政発0108006)

厚生省健康政策局長から各都道府県知事宛

今般、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)の一部改正に伴い、「看護婦等養成所の運営に関する指導要領について」(平成8年8月26日健政発第731号各都道府県知事あて本職通知)を平成14年4月1日をもって廃止し、新たに別添のとおり、「看護婦等養成所の運営に関する指導要領」を定め、同日から施行することとしたので、貴管下の養成所の運営に関しては、これに基づき、遺漏のないよう御指導方お願いする。

別添

看護師等養成所の運営に関する指導要領

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「施行令」という。)及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 課程の定義等

この要領において、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。

- (1) 「3年課程」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程のうち、(2)に規定する課程を除くものをいう。
- (2) 「3年課程(定時制)」とは、指定規則第4条第1項に規定する課程であって、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制」という)により4年間の教育を行うものをいう。
- (3) 「2年課程」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち、(4)及び(5)に規定する課程を除くものをいう。
- (4) 「2年課程(定時制)」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程であって、定時制により3年間の教育を行うものをいう。
- (5) 「2年課程(通信制)」とは、指定規則第4条第2項に規定する課程のうち同項第1号ただし書に基づき、免許を得た後10年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により2年以上の教育を行うものをいう。

なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業(以下「印刷教材による授業」という。)、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(以下「放送授業」という。)等により行われるものとする。

第2 学則に関する事項

- 1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあつては、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。
- 2 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 養成所名(二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所(3年課程及び3年課程(定時制)に限る。この項において同じ。)又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程(以下「統合カリキュラム」という。)により教育を行う場合は、その旨を明記すること。)
 - (5) 課程名(看護師養成所に限る。)
 - (6) 定員(看護師養成所及び准看護師養成所にあつては、1学年の入学定員及び総定員)及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
 - (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (8) 教育課程及び単位数(准看護師養成所にあつては、時間数)に関する事項
 - (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
 - (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
 - (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (12) 教職員の組織に関する事項
 - (13) 運営を行うための会議に関する事項
 - (14) 学生の健康管理に関する事項
 - (15) 授業料、入学科、その他の費用徴収に関する事項
- 3 学則に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。

第3 学生に関する事項

- 1 入学資格の確認

入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

(1) 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

(2) 看護師養成所

ア 3年課程及び2年課程（定時制）にあつては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

(ア) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第4号に該当する者にあつては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

(ウ) (ア)又は(イ)以外の者で、学校教育法第90条に該当するものにあつては、それを証明する書類

イ 2年課程及び2年課程（定時制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後3年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類

(ア) 准看護師免許証の写し

なお、准看護師免許を受けることができる者であつて入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあつては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。

(イ) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師にあつては、准看護師として3年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が3年（36か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(ウ) 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ 2年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後10年以上業務に従事していることを証明する次の書類

(ア) 准看護師免許証の写し

(イ) 准看護師として10年（120か月）以上業務に従事した旨の就業証明書

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、10年（120か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(3) 准看護師養成所

学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類

ア 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書

ウ ア又はイ以外の者で、学校教育法第57条に該当するものにあつては、それを証明する書類

2 入学の選考

(1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。

(2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）によって入学を制限しないこと。

(3) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。

3 卒業の認定

(1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。

(2) 欠席日数が出席すべき日数の三分之一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。（2年課程（通信制）を除く。）

4 学生に対する指導等

(1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれにならうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(2) 奨学金の受給について、学生又はこれにならうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。

(3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。

5 外国人の留学生の受入れ

(1) 看護師等養成所で受入れる留学生の人数は、教育指導や実習受入れの観点から、養成所の各学年定員の10%以内であること。

(2) 当該留学生の教育及び生活指導の向上のため、指定規則に定める専任教員に加えて、留学生5人に対し1人の割合で、担当する専任教員をおくこと。

(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。

ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。

イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。

ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。

エ 進級試験等については特別な扱いを行わないこと。

オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。

また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内の業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における資格外活動の許可は受けることができないこと。

第4 教員に関する事項

1 専任教員及び教務主任

(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる事。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア) から (ウ) までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(イ) 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程(平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)及び専門課程 地域保健福祉分野(平成16年度)

(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる事。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容(以下「専門領域」という。)のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる事。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表4の専門科目の教育内容のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる事。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(5) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることのできる事。

(3) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。

(7) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では3人以上、看護師養成所では、3年課程(定時制を含む)にあつては8人以上、2年課程(定時制及び通信制を含む)にあつては7人以上、准看護師養成所にあつては5人以上(当分の間、3人以上)確保すること。ただし、平成23年3月31日までの間は、3年課程(定時制を含む)にあつては6人以上、2年課程(定時制及び通信制を含む)にあつては5人以上とすることができる。

(8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が20人を超える場合には、学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。看護師養成所3年課程(定時制を含む)及び2年課程(定時制)にあつては、学生総定員が120人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人増員すること。また、看護師養成所2年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が80人を超える場合には、学生が30人を増すごとに1人、看護師養成所2年課程(通信制)にあつては学生総定員が500人を超える場合には、学生が100人を増すごとに1人増員することが望ましいこと。

(9) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう1人1週間当たり15時間を標準とすること。(2年課程(通信制)を除く。)

また、2年課程(通信制)の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

(10) 教務主任となることのできる者は、(1) から (4) までのいずれかに該当する者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を3年以上有する者

イ 厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

ウ ア又はイと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることのできる事。

(12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。

2 養成所の長及びそれを補佐する者

(1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。

(2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

(1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者(以下「実習調整者」という。)が定められていること。

(2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1) から (4) までのいずれかに該当する者であること。

4 実習指導教員

実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。

5 その他の教員

(1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。

(2) 2年課程(通信制)については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を10人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が500名を超える場合には、学生100人を別途に添削指導員を2名増員することが望ましいこと。

第5 教育に関する事項

1 教育の内容等

教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表1、助産師養成所にあつては別表2、看護師養成所にあつては、3年課程（定時制を含む）については別表3、2年課程（定時制及び通信制を含む）については別表3―2、准看護師養成所にあつては別表4のとおりであること。

2 履修時間数等

(1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、23単位以上で、745時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、23単位以上で、765時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、3年課程及び3年課程（定時制）にあつては、97単位以上で、3000時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、2年課程、2年課程（定時制）及び2年課程（通信制）にあつては、65単位以上で、2180時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎科目105時間以上、専門基礎科目385時間以上、専門科目665時間以上及び臨地実習735時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制について

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（3年課程（定時制を含む）及び2年課程（定時制を含む））

(ア) 臨地実習以外の授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所2年課程（通信制）

(ア) 通信学習による授業

1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、45時間相当の印刷教材の学修をもって1単位とし、放送授業については、15時間の放送等の視聴をもって1単位とすること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、1単位あたり45時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、2年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、1単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表第3及び第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

- (1) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、2年課程（通信制）にあつては、紙上事例演

習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシエント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

(2) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただ

し、助産学実習及び看護の統合と実践においては、この限りでないこと。

(3) 同一科目の臨地実習が2施設以上にわたる

場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。

5 統合カリキュラム

(1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第90条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうち一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

(2) 留意点

ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。

イ 修業年限は、3年6月以上でなければならないこと。

ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

(3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表5を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表6を標準とすること。

(4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第4-1-(11)にかかわらず併せて1人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあつては、専任教員については、それぞれ第4-1-(7)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第4-1-(8)のとおり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用してよいこと。

第6 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

(1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

2 教室等

(1) 同時に授業を行う学生の数は原則として40人以下とすること。ただし以下の場合についてはこの限りでない。

ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であつて、教育効果を十分に挙げられる場合

イ 2年課程（通信制）の面接授業等であつて、教育効果を十分に挙げられる場合

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、2年課程（通信制）を設置する場合にあつても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、2年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあつては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができること。

(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

(4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとするのが望ましいこと。

(5) 2以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと。この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を共用する場合にあつては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。

(6) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあつては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができること。

(7) 調理実習室、実験室、視聴覚教室、演習室及び情報処理室を設けることが望ましいこと。

(8) 臨床場面を疑似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいこと。

3 保健師養成所

(1) 地域看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室は、在宅看護、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

4 助産師養成所

(1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができること。

(2) 実習室は、分べん台及び診察台1台当たり20㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

(3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。

5 看護師養成所

(1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用とする場合においても、課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、備え付けの沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

6 准看護師養成所

(1) 専門科目の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。

(2) 実習室には、学生4人に1ベッド以上確保し、1ベッド当たり11㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、リネン類等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表7に、助産師養成所にあつては別表8に、看護師養成所にあつては別表9に、准看護師養成所にあつては別表10にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、2年課程（通信制）については、別表9に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、同一の機械器具等を共用とすることができること。

(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第7 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として必要な研修を受けた者であること。

2 保健師養成所

(1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。

- ア 業務指針が作成され、活用されていること。
- イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
- ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
- エ 適当な実習指導者が定められていること。
- オ 地域看護活動が適正に行われていること。
- カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

3 助産師養成所

(1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。

- ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。
- イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
- ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。
- エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。
- オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

4 看護師養成所

(1) 実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院を確保すること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。

(2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。

- ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。
- イ 看護組織が明確に定められていること。
- ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。
- エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
- オ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。

- カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)ーイからカまでと同様とすること。
- (4) 病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の1割から3割程度の間で定めること。
- (5) 在宅看護論の実習施設については、次の要件を満たしていること。
 - ア 複数の訪問看護専任者がいること。
 - イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。
- (6) 看護師養成所2年課程(通信制)の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

5 准看護師養成所

- (1) 実習施設として、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。
- (2) 主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。
 - ア 入院患者3人に対し1人以上の看護職員が配置されていること。
 - イ 看護組織が明確に定められていること。
 - ウ 看護基準、看護手順が作成され、活用されていること。
 - エ 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - オ 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が2人以上配置されていることが望ましいこと。
 - カ 看護職員に対する継続教育(実習施設内・外)が計画的に実施されていること。
- (3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)ーイからカまでと同様とすることが望ましいこと。
- (4) 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。
 - ア 看護手順が作成され、活用されていること。
 - イ 看護師が配置されていること。
- (5) 病院以外の実習は指定規則に定める時間数の1割から3割程度の間で定めること。

第8 管理及び維持経営に関する事項

- 1 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
- 2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。
- 3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。
- 4 2年課程(通信制)については専任の事務職員を適当数確保すること。

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1	人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中で系統的、予測的にとらえアセスメントする能力を養うとともに、自立を支援する能力を養う。
2	地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図るための健康学習や自主・自助グループ活動等の集団活動を育成するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
3	地域に顕在している健康問題を個別事例を通して把握するとともに、潜在している健康課題を予測し、それらを地域住民、関係機関、他職種と連携・協働し組織的に解決する能力を養う。
4	保健・医療・福祉行政の最新の知識を主体的・継続的に学ぶ能力を養うとともに、保健・医療・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発し、施策に反映する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
地域看護学	12	学校保健・産業保健を含む内容とする。
地域看護学概論	2	公衆衛生看護の基本理念と目標を学び、地域における看護活動の基本的知識及び考え方、地域を基盤とした予防の考え方と対応の基本について学ぶ内容とする。
個人・家族・集団の生活支援	10	人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。
地域看護活動展開論		地域(産業、学校等を含む)における看護活動を展開するために必要な方法及び技術を学ぶ内容とする。 心身の健康保持増進及び、疾病・障害別に予防、発生、回復及び改善に対応した支援方法と地域活動の組織化を含めた展開方法について学ぶ内容とする。
地域看護管理論		健康危機管理を含む内容とする。
疫学		2
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について学ぶ内容とする。
保健福祉行政論		行政組織について学ぶ内容とする。 保健医療福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健医療福祉の計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。
臨地実習	4	地域看護学、疫学、保健統計学及び保健福祉行政論で学んだ知識を活用した実習とする。
地域看護学実習	4	臨地実習は、保健所、市町村は必須とし、学校、事業所、医療・福祉施設等、多様な場で実習を行う。
個人・家族・集団の生活支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習を行う。 個別事例に対して継続した訪問指導を行う。(複数事例が望ましい) 家庭訪問を通して、地域の健康課題を理解することができる実習とする。 集団を対象とした健康支援を体験する実習とする。
地域看護活動展開論実習	2	地域の活動計画のプロセスを理解し、保健活動を展開する実習とする。 地域の保健医療福祉の計画を知り、その意義について理解できる実習とする。 地域住民、関係機関や他職種との連携・調整の実際が理解できる実習とする。
地域看護管理論実習		保健活動の管理や評価、社会資源の開発等について学ぶ実習とする。 健康危機管理体制の実際を学ぶ実習とする。
総計	23	745時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1	妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産じょくが自然で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう支援できる能力を養う。
2	女性の一生における性と生殖をめぐる健康に関する課題への支援ができる能力を養う。
3	安心して子どもを産み育てるために、他職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 生命倫理、乳幼児の成長発達等の学習を強化する内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また家族の心理・社会学的側面を強化した内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	6	助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために演習等の充実を図り、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援する能力を養う内容とする。
地域母子保健	1	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、他職種と連携・協働しながら地域の母子保健を推進するための能力を養う内容とする。
助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応について学ぶ内容とする。
臨地実習	9	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。
助産学実習	9	分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経腔分べん・頭位単胎とし、分べん第1期から第4期までとする。 実習期間中に妊娠中期から産後1ヶ月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。 妊娠期や産じょく期・新生児期のアセスメントや支援を行う能力を強化する実習を含む内容とする。
総計	23	765時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
2	人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。
3	人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を實踐できるとともに、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。
4	人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を實踐できる基礎的能力を養う。
5	健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、健康や障害の状態に応じた看護を實踐するための基礎的能力を養う。
6	保健・医療・福祉制度と他職種の役割を理解し、チーム医療を實踐するとともに、人々が社会的資源を活用できるように、それらを調整するための基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	人間と生活、社会の理解		
小計		13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化した内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
小計		21	
専門分野 I	基礎看護学	10	専門分野 I では、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。
	臨地実習	3	
	基礎看護学	3	
小計		13	

教育内容		単位数	留意点
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。 各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
	老年看護学	4	老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。
	小児看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	臨地実習	16	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。 保健医療福祉との連携・協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。
	成人看護学	6	
老年看護学	4		
小児看護学	2		
母性看護学	2		
精神看護学	2		
小計		38	
統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	看護の統合と実践	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	臨地実習	4	訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。
	在宅看護論	2	
	看護の統合と実践	2	
小計		12	
総計		97	3,000時間以上の講義・実習等を行うものとする。

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
- 2) 人々の健康と生活を、自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解する能力を養う。
- 3) 人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を実践できるとともに、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。
- 4) 人々の健康上の課題に対応するため、科学的根拠に基づいた看護を実践できる基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、終末期など、健康や障害の状態に応じた看護を実践するための基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉制度と他職種役割を理解し、チーム医療を実践するとともに、人々が社会的資源を活用できるよう、それらを調整するための基礎的能力を養う。

教育内容	2年課程		2年課程(通信制)				留意点	
	2年課程 (定時制)	単位数	通信学習					
			単位数	備考				
基礎分野	科学的思考の基盤	7	7	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。</p>	
	人間と生活・社会の理解							
小計	7	7						
専門基礎分野	人体の構造と機能	10	10	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			<p>准看護師で学んだ内容を踏まえ、人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。演習を強化した内容とする。</p> <p>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。</p>	
	疾病の成り立ちと回復の促進							
	健康支援と社会保障制度							4
小計	14	14						
専門分野Ⅰ	基礎看護学	6	6	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			<p>専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。</p> <p>コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。</p> <p>事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。</p> <p>看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>准看護師で学んだ内容を踏まえ、問題解決能力を強化する。</p>	
	臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業				
		単位数	備考	単位数	備考			
	基礎看護学	2	1	3事例程度	1	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日		
	小計	8	7	3事例程度	1			
2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。								

教育内容	2年課程 2年課程 (定時制)		2年課程(通信制)				留意点				
	単位数	単位数	通信学習		単位数	備考					
			単位数	備考							
専門分野II	成人看護学	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとにレポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			臨床実践能力の向上を図るため、演習を強化した内容とする。 各看護学においては、准看護師で学んだ疾病・障害を有する人々に対する看護の方法だけでなく、看護の対象及び目的の理解、予防、健康の回復、保持増進についての看護の方法を学ぶ内容とする。 成人看護学では、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、終末期看護に関する内容も含むものとする。 老年看護学では特に、生活機能の観点からアセスメントし看護を展開する方法を学ぶ内容とする。				
	老年看護学	3	3								
	小児看護学	3	3								
	母性看護学	3	3								
	精神看護学	3	3								
	臨地実習			紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。				
				単位数	備考	単位数	備考				
	成人看護学	2	1	3事例程度	1	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日	チームの一員としての役割を学ぶ内容とする。				
	老年看護学	2	1	3事例程度	1		保健医療福祉との連携、協働を通して、看護を実践できる能力を養う内容とする。				
	小児看護学	2	1	3事例程度	1		多様な看護実践の場(病院、施設等)で実習する。				
母性看護学	2	1	3事例程度	1	2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。						
精神看護学	2	1	3事例程度	1							
小計	25	20	15事例程度	5							
統合分野	在宅看護論	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当するないようにすること。また、1単位ごとにレポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。 在宅で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 在宅看護の対象は高齢者が多い現状を踏まえ、在宅看護論と老年看護学を相補うように内容を組み立て、効果的な学習ができるよう考慮する。 在宅での終末期看護に関する内容も含むものとする。				
	看護の統合と実践	4	4								
	在宅看護論	2	1					3事例程度	1	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。
	看護の統合と実践	2	1					3事例程度	1		災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	小計	11	9					6事例程度	2		
	臨地実習			紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業		訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。 通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。 2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。				
	在宅看護論	2	1	3事例程度	1	各専門7分野ごとに病院見学実習2日及び面接実習3日	訪問看護に加え、多様な場で実習を行うことが望ましい。 通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。 2年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。				
	看護の統合と実践	2	1	3事例程度	1						
	小計	11	9	6事例程度	2						
	総計	65		65				2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。			

別表4 (略)

別表5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)

教育内容		単位数	留意点	
基礎分野	科学的思考の基盤	13		
	人間と生活・社会の理解			
	小計	13		
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	保健福祉行政論を含む内容とし、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。	
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度	8		
	健康現象の疫学と統計	4		保健統計学を含む内容とする。
	小計	27		
専門分野Ⅰ	基礎看護学	10		
	臨地実習	3		
	基礎看護学	3		
	小計	13		
専門分野Ⅱ	成人看護学	6		
	老年看護学	4		
	小児看護学	4		
	母性看護学	4		
	精神看護学	4		
	臨地実習	16		
	成人看護学	6		
	老年看護学	4		
	小児看護学	2		
	母性看護学	2		
	精神看護学	2		
		小計		38
	統合分野	在宅看護論		4
地域看護学		10		
地域看護学概論		2		
個人・家族・集団の生活支援		8		
地域看護活動展開論				
地域看護管理論				
看護の統合と実践		4		
臨地実習		8		
在宅看護論		2		
地域看護学		4		
個人・家族・集団の生活支援実習		2		
地域看護活動展開論実習		2		
地域看護管理論実習				
看護の統合と実践	2			
	小計	26		
総計		117	3,645時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

別表6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	
	人間と生活・社会の理解		
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	
	小計	21	
専門分野 I	基礎看護学	10	
	臨地実習	3	
	基礎看護学	3	
	小計	13	
専門分野 II	成人看護学	6	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	6	
	地域母子保健	1	
	助産管理	1	
	臨地実習	25	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	助産学	9	
	小計	60	
統合分野	在宅看護論	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	4	
	在宅看護論	2	
	看護の統合と実践	2	
	小計	12	
総計		119	3,790時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表7 機械器具、標本、模型及び図書(保健師養成所)

品目	数量
家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生5人に1
リネン類(各種)	適当数
清拭用具一式	学生5人に1
排泄用具一式	学生5人に1
機能訓練用具	各々学生5人に1
車椅子(各種)	
歩行器(各種)	
自助具(各種)	
在宅ケア保健指導用具	
診察用具一式	学生5人に1
酸素吸入装置	1
経管栄養用具一式	学生5人に1
予防接種用具一式	学生5人に1
小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生5人に1
調乳指導用具一式	学生5人に1
離乳食指導用具一式	学生5人に1
育児用品一式(発達段階別)	学生5人に1
歯科指導用具一式	学生5人に1
乳幼児発達検査用具	学生2人に1
母性保健指導用具	
出産準備用具	学生5人に1
家族計画指導用具	学生5人に1
乳房腫瘍触診人形	学生10人に1
成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式(塩分測定器、加リ-カウンター、皮厚計等)	各々学生5人に1
健康増進関連機器	各々適当数
握力計	
肺活量計	
背筋力計	
体脂肪計	
エルゴメーター	
検査用器具	
血圧計	学生5人に1
聴診器	学生5人に1
採尿・採血用具一式	学生5人に1
検眼用具一式	学生5人に1
ポータブル心電計	適当数
計測用器具	各々1
体重計(成人・小児用)	
身長計(成人・小児用)	
産業保健指導用環境測定器	各々適当数
照度計	
騒音計	
粉塵計	
疲労測定器	
水質検査用機器	
各種模型	
実習用モデル人形	学生5人に1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
人工呼吸訓練人形	適当数
胎児発育順序模型	適当数
受胎調節指導用具一式	適当数
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数
保健指導用パネル	適当数
視聴覚教材	
VTR装置一式	1
ビデオカメラ	適当数
教材用ビデオテープ、DVD等	適当数
カメラ	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	適当数
カセットテープレコーダー	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機	1
印刷機	1
図書	
保健師教育に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

別表3 機械器具、標本、模型及び図書(助産師養成所)

品目	数量
分娩台	2
分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生4人に1
分娩介助用リネン一式	学生4人に1
器械台、ベースン、カスト、カスト台、	各々適当数
点滴スタンド等	
ファントーム	学生10人に3
沐浴用具	各々学生4人に1
沐浴用トレイ	
沐浴槽	
沐浴用人形	
新生児用衣類	
トラウベ式棒状聴診器	学生2人に1
ドップラー	2
妊娠暦速算器	学生4人に1
診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2
保育器	1
新生児処置台	1
リネン類(各種)	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生4人に1
計測用器具	各々適当数
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等	
手術用器具	
子宮内容清掃用具一式	1
吸引娩出器	1
産科鉗子	適当数
縫合用具一式(持針器、針等)	学生4人に1
新生児救急処置用具一式	学生10人に1
酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	各々適当数
浣腸用具一式	
導尿用具一式	
調乳用具一式	適当数
離乳食調理用具一式	適当数
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数
実習モデル人形	各々学生10人に1
気管内挿管訓練人形(新生児用)	
妊婦腹部触診モデル人形	
新生児人工蘇生人形	
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型	
乳房解剖模型	2
骨盤底筋肉模型	2
骨盤径線模型	2
子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数
骨盤模型	2
胎児発育順序模型	2
ベッサリー指導模型	学生4人に1
受胎調節指導用具一式	学生4人に1
プレストシールド	適当数
視聴覚教材	
VTR装置一式	1
ビデオカメラ	適当数
教材用ビデオテープ、DVD等	適当数
カメラ	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	適当数
カセットテープレコーダー	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機	1
印刷機	1
図書	
助産師教育に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

別表9 機械器具、標本、模型及び図書(看護師養成所)

品目	数量
ベッド	
成人用ベッド(電動ベッド、ギャッジベッド、高さ30cmを含む。)	学生4人に1
小児用ベッド	2
新生児用ベッド	2
保育器	1
床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	ベッド数
患者用移送車(ストレッチャー)	1
担架	1
布団一式	2
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生10人に1
注射訓練モデル	1
静脈採血注射モデル	1
気管内挿管訓練モデル	1
救急蘇生人形	1
導尿訓練モデル	2
浣腸訓練モデル	2
乳房マッサージ訓練モデル	1
沐浴用人形	学生4人に1
ファントム	1
看護用具等	
洗髪車	1
清拭車	1
沐浴槽	学生4人に1
排泄用具一式(各種)	適当数
処置用具等	
包交車	1
診察用具一式	1
計測器一式	1
救急処置用器材一式(人工呼吸器含む。)	1
注射用具一式(各種)	適当数
経管栄養用具一式	1
浣腸用具一式(各種)	適当数
洗浄用具一式(各種)	適当数
処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置	1
吸入器	1
吸引装置	1
心電計	1
煮沸消毒器	1
消毒缶(各種)	適当数
手術用手洗用具一式(各種)	適当数
小手術用機械器具一式	1
機能訓練用具	
車椅子(各種)	適当数
歩行補助具(各種)	適当数
自助具(各種)	適当数
在宅看護用具	
手すり付き家庭用風呂	1
簡易浴槽	適当数
台所設備一式	1
車椅子用トイレ	1
低ベッド(家庭用)	1
リネン類(各種)	適当数
標本及び模型	各々1
人体解剖	
人体骨格	
血液循環系統	
頭骨分解	
心臓解剖	
呼吸器	
消化器	
脳及び神経系	
筋肉	
皮膚裁断	
目、耳の構造	
歯の構造	
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	
腎臓及び泌尿器系	
骨盤径線	
妊娠子宮	
胎児発育順序	
受胎原理	
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数

視聴覚教材	
VT3装置一式	1
ビデオカメラ	適当数
教材用ビデオテープ、DVD等	適当数
カメラ	適当数
オーバーヘッドプロジェクター	適当数
カセットテープレコーダー	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機	1
印刷機	1
図書	
基礎分野に関する図書	1,000冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500冊以上
学術雑誌	20種類以上

備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。

別表10 (略)